

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課																									
件 名	スポットクーラー賃貸借																									
契 約 内 容	スポットクーラー（1馬力）9台の賃貸借																									
契 約 期 間	令和元年8月28日から令和元年9月30日まで																									
契 約 締 結 日	令和元年8月28日																									
契 約 相 手 方	有限会社レントオール江南																									
契 約 金 額	293,760円																									
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>		○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））		第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
○	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>夏の暑さ対策のため、空調設備が未設置となる普通教室に急遽設置することとした。</p> <p>スポットクーラーについては、時期的に需要が高まっており、数量の確保及び長期の貸し出しが困難な状況である中、(有)レントオール江南は、数量（9台）及び貸出期間（9/2～9/30）において対応が可能であるため選定。</p>																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	教育部 学校教育課	
件 名	令和元年度用小学校副読本の購入について	
契 約 内 容	夏休み日誌の供給契約	
契 約 期 間	令和元年7月1日～令和2年8月30日	
契 約 締 結 日	令和元年7月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 荘人社	
契 約 金 額	単価162円(総額648,000円)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <input type="radio"/> 第1号 少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く）） <input type="radio"/> 第2号 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。 <input type="radio"/> 第3号 障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。 <input type="radio"/> 第5号 緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。 <input type="radio"/> 第6号 競争入札に付すことが不利と認められるとき。 <input type="radio"/> 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。 <input type="radio"/> 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。 <input type="radio"/> 第9号 落札者が契約を締結しないとき。	
随意契約の理由 及 業者選定の理由	尾張小中学校長会が編集発行し取り扱い業者が指定されていることから、上記選定業者に限定されるため	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 教育部 学校教育課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	産業課	
件 名	消費者教育・啓発クリアファイル	
契 約 内 容	消費者啓発用にクリアファイルを選定し、犬山市消費生活センターの案内を印刷した資材を契約。在庫の補充として同一製品を購入するもの	
契 約 期 間	令和元年9月5日から令和元年9月30日	
契 約 締 結 日	令和元年9月5日	
契 約 相 手 方	株式会社 東京法規出版	
契 約 金 額	272,160円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	随意契約の理由及び業者選定の理由	消費者啓発資材は市民の安全と財産を守ることを前提に作成することから、掲載する情報の信用性・正確性が大変重要であり、悪質商法問題に精通した専門知識が求められる。本契約は消費者に対してトラブル対処などの教育・啓発を目的としたクリアファイルの購入を行うものであり、その特殊性から作成者の（株）東京法規出版が原稿記事、イラスト、デザイン、編集レイアウト等すべて保持保管しているため入札に適しないため、随意契約の方法による契約を締結する。
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 産業課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経営部 情報管理課	
件 名	犬山市内部情報系機器賃貸借	
契 約 内 容	市職員の事務用パソコン及び教職員の校務用パソコン等の賃貸借業務	
契 約 期 間	令和元年8月1日から令和元年12月31日まで	
契 約 締 結 日	令和元年8月1日	
契 約 相 手 方	株式会社 J E C C	
契 約 金 額	607,698円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本件は再リースであり、他の業者から対象の物品を借り入れ直すことができないため、当該契約の性質が競争入札に適さないことから、随意契約の方法による契約を締結するもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経営部 情報管理課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	都市整備部 水道課																									
件 名	量水器の購入について																									
契 約 内 容	検定満期となる水道メーターの取替用メーターの購入																									
契 約 期 間	納入期日 令和元年9月30日																									
契 約 締 結 日	令和元年7月10日																									
契 約 相 手 方	愛知時計電機株式会社 名古屋支店																									
契 約 金 額	904,500円																									
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 10%; text-align: center;">第1号</td> <td>少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">○</td> <td style="text-align: center;">第2号</td> <td>契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第3号</td> <td>障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第5号</td> <td>緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第6号</td> <td>競争入札に付すことが不利と認められるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第7号</td> <td>時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第8号</td> <td>競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">第9号</td> <td>落札者が契約を締結しないとき。</td> </tr> </table>			第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））	○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。		第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。		第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。		第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。		第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。		第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。		第9号	落札者が契約を締結しないとき。
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））																								
○	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。																								
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。																								
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。																								
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。																								
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。																								
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。																								
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。																								
随意契約の理由 及 業者選定の理由	各戸検針の集合住宅では、市が親メーター（全体メーター）を、住宅所有者（民間）が各戸に子メーター（各戸メーター）を設置し、所有者（民間）が設置する集中検針盤に接続している。 市管理の親メーターを検定満期で交換するにあたり、既設の集中検針盤及び各戸メーターと同一メーカーのものでなければ動作しないことから、契約の性質が競争入札に適さないため、同一メーカーを選定したものである。																									
その他特記事項																										

※ 本件についてのお問い合わせ先 都市整備部 水道課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	健康福祉部 福祉課	
件 名	犬山市戦没者追悼式献花等用花き購入	
契 約 内 容	犬山市戦没者追悼式にて使用される装飾用花き及び台一式、ならびに献花用の白菊を購入するもの。	
契 約 期 間	令和元年8月30日	
契 約 締 結 日	令和元年8月30日	
契 約 相 手 方	キューコーポレーション株式会社 ミヤコ花壇	
契 約 金 額	240,300円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	○ 第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	本業務については、その花きの数量及びに装飾の規模が多大であるため、従前より犬山生花・造花組合が組合として請け負っていた業務であったが、情勢の変化により同組合が平成31年3月末で解散することとなった。そのことを受け、当該業務を実施できる市内業者が不在であることから、同組合と協議のうえ、昨年まで組合にて業務の中心を担っていた当該選定業者と随意契約を行うもの。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 健康福祉部 福祉課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	企画広報課	
件 名	犬山市一般表彰 表彰者記念品の購入について	
契 約 内 容	表彰者記念品として、犬山焼を総計156個購入する。	
契 約 期 間	(納期限) 令和元年10月7日	
契 約 締 結 日	令和元年9月9日	
契 約 相 手 方	大澤久次郎陶苑、犬山焼本窯元尾関作十郎陶房、犬山焼窯元後藤陶逸陶苑の3者	
契 約 金 額	468,000円 (156,000円×3者)	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	犬山市の特産品でもある犬山焼を製作できる市内業者は3者のみである。3者に対して市からの発注に偏りがないよう配慮しており、今回のような大量発注時には、各業者に均等発注することが、市の公平性と業者の製作にかかる負担の観点から適当であるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 企画広報課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	企画広報課	
件 名	犬山市自治功労表彰 表彰者記念品の購入について	
契 約 内 容	表彰者記念品として、犬山焼を11個購入する。	
契 約 期 間	(納期限) 令和元年10月7日	
契 約 締 結 日	令和元年9月9日	
契 約 相 手 方	犬山焼窯元後藤陶逸陶苑	
契 約 金 額	110,000円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契(1人による見積りとなった場合(契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く))
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付すことができないとき。
	第6号	競争入札に付すことが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>犬山市の特産品でもある犬山焼を製作できる市内業者は3者のみである。3者に対して市からの発注に偏りが無いよう配慮しており、叙勲・褒章受章者祝賀会の記念品発注では1年ごとに各業者へ依頼している。そのサイクルに照らして、来年度の祝賀会にて発注を予定していた後藤陶逸陶苑を、今回の発注に代えるもの。</p> <p>平成29年度発注 後藤陶逸陶苑          平成30年度発注 大澤久次郎陶苑          令和元年度発注 尾関作十郎陶房(予定)          令和2年度発注 後藤陶逸陶苑 →今回の表彰式にて発注</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 企画広報課



## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	企画広報課	
件 名	自治功労章の作成について	
契 約 内 容	自治功労表彰受章者へ贈呈するため、自治功労章を計 11 個作成する。	
契 約 期 間	(納期限) 令和元年10月17日	
契 約 締 結 日	令和元年9月13日	
契 約 相 手 方	金化堂徽章製作所	
契 約 金 額	314,600円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	自治功労章の作成にあたっては、犬山市自治功労章はい用規程第2条に定められている金型を有している業者が一家のみであるため。	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 企画広報課

## 随意契約に関する調書(公表)

所 管 課 名	経済環境部 環境課	
件 名	資源物回収用ネットスタンドの購入について	
契 約 内 容	市内の資源物集積場に設置する資源物回収用ネットスタンドの購入	
契 約 期 間	令和元年9月11日から令和2年3月31日まで	
契 約 締 結 日	令和元年9月11日	
契 約 相 手 方	イワブチ株式会社	
契 約 金 額	490,050円	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項	
	第1号	少額随契（1人による見積りとなった場合（契約規則第24条の3第1項第1号及び第2号の規定による場合を除く））
	○ 第2号	契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
	第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買い入れ、又は役務の提供を受ける契約をするとき。
	第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約できる見込みがあるとき。
	第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約の理由 及 業者選定の理由	<p>資源物回収用ネットスタンドは、犬山市専用の仕様であり、過去にアルミで製作していた会社が、廃業し製作できなくなった。他の業者を探したところ、特殊材質を専用仕様で加工できる業者が1社しかなかったため。</p> <p>高い防錆加工された特殊スチール（防音壁やガードレールなど屋外で使用するスチール）にて犬山市仕様のスタンドを製作できる業者を指名するもの。</p>	
その他特記事項		

※ 本件についてのお問い合わせ先 経済環境部 環境課